

令和7年度 第1回 高砂市地域公共交通活性化協議会

—協議資料—

目次

	ページ
協議1 令和6年度決算について・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
協議2 令和7年度予算について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
参考資料 高砂市地域公共交通活性化協議会財務規程・・・・・・・・	4～6



協議 令和6年度決算について

高砂市地域公共交通活性化協議会財務規程第9条第1項の規定により、下記のとおり令和6年度収支決算を調製しましたので、承認を求めます。

記

収 入 額	172,033円
支 出 額	71,450円
差 引	100,583円 (令和7年度へ繰越し)

令和6年度決算報告内訳

<収入の部>

単位：円

費 目	予算	決算額	備 考
1 負担金	172,000	172,000	高砂市から
2 補助金	0	0	
3 繰越金	0	0	
4 雑 入	0	33	利息
合 計	172,000	172,033	

<支出の部>

単位：円

費 目	予算	決算額	備 考
1 会議費	172,000	71,450	第1回協議会 (令和6年11月5日開催) 委員報償費 9,000円×4人 旅費 2,300円 振込手数料 550円×4件 第2回協議会 (令和7年2月10日開催) 委員報償費 9,000円×3人 旅費 2,300円 振込手数料 550円×3件
2 事務費	0	0	
3 事業費	0	0	
4 予備費	0	0	
合 計	172,000	71,450	

監 査 報 告

令和6年度高砂市地域公共交通活性化協議会収支決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき、会計監査を行った結果、正規の手続きにより執行され、この決算が適正かつ正確であることを認めます。

令和7年 4 月 10 日

高砂市地域公共交通活性化協議会

監 事

浅 田 暢

監 事

中 野 直 子

協議 令和7年度予算について

高砂市地域公共交通活性化協議会財務規程第2条第2項の規定により、下記のとおり令和7年度予算を調製しましたので、議決を求めます。

記

予算（案）

収入予算額	404,583円
支出予算額	404,583円

令和7年度予算内訳

<収入の部>

単位：円

費 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減比較	備 考
1 負担金	304,000	172,000	132,000	高砂市から
2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	100,583	0	100,583	前年度繰越金
4 雑入	0	0	0	
合 計	404,583	172,000	232,583	

<支出の部>

単位：円

費 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増減比較	備 考
1 会議費	404,583	172,000	232,583	委員報償費、旅費、 振込手数料、郵便料
2 事務費	0	0	0	
3 事業費	0	0	0	
4 予備費	0	0	0	
合 計	404,583	172,000	232,583	

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、高砂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長は（以下「会長」という。）、毎会計年度予算を調製し、当該会計年度開始直前又は当該会計年度初回に招集する協議会に提案し、その議決を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により予算について協議会の議決を得たときは、当該予算書の写しを速やかに高砂市長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算区分)

第3条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該会計年度において臨時かつ特別な理由があるときは、当該予算に別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会の議決を得るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の議決を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、その直後に招集する協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納職員)

第7条 会長は、協議会の事務局に、出納役及び出納員（以下これらを「出納職員」という。）を置く。

2 前項に規定する出納職員は、別表第3に掲げる高砂市職員をもって充てる。

3 出納役は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

4 出納員は、出納役の事務を補助する。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の収入及び支出の手続は、高砂市の例により行うものとする。

2 出納職員は、次に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに決算を調製し、協議会の認定に付さなければならない。
い。

2 会長は、前項に規定する決算書について、規約第7条第3項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えて前項の認定に付さなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の認定に付したときは、当該認定に付した決算書の写しを速やかに高砂市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月5日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第3条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別表第3（第7条関係）

職名	充職
出納役	高砂市の課長及びこれに準ずる職にある者
出納員	高砂市の課長級職員、係長級職員、主任の職にある者及び係員